

下請負に関する誓約書

(発注者)

令和 年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

下記契約予定案件について、加入義務があるにもかかわらず社会保険等※1（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入の事業者（以下、「社会保険等未加入者」という。）を原則、一次下請人として下請負契約を締結しないことを誓約します。

また、請負代金4,500万円（建築一式の場合には9,000万円）以上の工事において、社会保険等未加入者（社会保険等加入適用除外業者※2、又は特別な事情を除く※3）を一次下請として下請負契約を締結する場合には、「下請負に関する届出書」と合わせて「下請負に関する理由書」を提出します。

記

案 件 番 号	
履 行 名 称	
請 負 代 金 額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

- ※1 本誓約書において社会保険等とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の3保険をいいます。
- ※2 「社会保険等加入適用除外業者」とは、常時使用されている者が5人未満の個人事業所をいいます。
- ※3 「特別な事情」とは、特殊性を有する工種で、当該下請負契約が工事施工に不可欠であると発注者が認めたものをいいます。

なお、この場合においても、元請事業者は社会保険等未加入者へ社会保険等への加入を指導することとなります。